

01 確定申告が始まります

令和5年分の所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税（個人事業者）の確定申告の相談及び申告書の受付が2月16日（金）から始まります（ただし、還付申告書は、2月15日（木）以前でも受付できます）。

申告書の提出期限は、令和5年分の所得税及び復興特別所得税、贈与税につきましては3月15日（金）、消費税及び地方消費税（個人事業者）につきましては4月1日（月）です。

郵送で提出される方は、封筒に事業所個別郵便番号（〒078-8507）を必ず記載し、「札幌国税局業務センター旭川分室」宛に送付してください。

申告書には、申告者ご本人や扶養親族の方などのマイナンバーの記載と申告者本人の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

深川税務署の閉庁日は、申告相談及び申告書の受付は行っておりませんので、ご注意ください。

詳しくは、国税庁ホームページもしくは深川税務署（TEL 0164-23-2191）へお尋ねください。

02 確定申告会場の入場整理券

深川税務署の確定申告会場へ入場する際には、会場内の混雑緩和のため、入場できる時間枠が指定された「入場整理券」が必要です。

入場整理券につきましては、深川税務署内に設置の申告会場当日発行するほか、2月5日（月）入場分より、通信アプリ『LINE』を使用して、国税庁の公式LINEアカウントを「友だち追加」した上で、オンラインによる事前発行も可能です。

03 スマホで申告書の提出！

①マイナンバーカード方式

マイナンバーカードと「マイナポータルアプリ」をダウンロードしたマイナンバーカード読取対応のスマートフォンを利用して、e-Taxで申告書のデータが送信できます。

②ID・パスワード方式

上記①以外にも、事前に税務署で職員との対面により手続きを行った際の「ID・パスワード方式の届出完了通知」に記載されたe-Tax用のID・パスワードを使用して、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」からe-Taxで申告書のデータが送信できます。

04 税務署窓口における納税手続き

税務署窓口での納税は、午前9時から午後4時までの手続きをお願いしております。

納税者の皆さまには、ご不便が生じないように、口座からの引き落としやインターネットを利用した納税など、窓口での納税以外の多様な納税手続きをご提供しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

05 医療費控除の明細書の添付が義務化

令和2年分の所得税の確定申告から、医療費の領収書の添付・提示では、医療費控除を受けることができません。

医療費控除を受けるためには、「医療を受けた方の氏名」、「病院・薬局の名称」ごとに、申告する年分中に支払った医療費を合計した「医療費控除の明細書」の添付が必要となりますので、ご自宅などで事前の作成をお願いいたします。

06 チャットボット『ふたば』に相談！

令和6年1月4日（木）から、国税庁ホームページにおいて、所得税の確定申告に関する税務相談方法として、チャットボット『ふたば』が利用可能です。

質問を入力すると、AIを活用して自動で回答が表示されます。メンテナンス時間を除き24時間いつでもご相談いただけます。

07 納付はキャッシュレスで！

キャッシュレス納付については、次の方式が利用できます。

①振替納税

振替日は所得税が令和6年4月23日（火）、消費税が令和6年4月30日（火）に指定の金融機関の預貯金口座から自動的に引き落とされます。

②ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）

事前にe-Taxの利用開始手続きを行い、税務署又は金融機関に専用の届出書を提出することで、納税者ご自身名義の預貯金口座から引落しにより納付できます。

③インターネットバンキング

納付情報を登録することで、インターネットバンキングやATMなどで納付できます。

④クレジットカード納付

スマートフォンやパソコンなどで、専用のWebサイトから納付できます。

⑤スマホアプリ納付

決済専用Webサイトから、スマホアプリ決済を利用して納付ができます。